

議案第2号

令和5年度人権教育の施策について

学校教育課

人権政策課

1 米子市人権教育推進プランに基づく基本方針

(1) 豊かな人間関係を築く取組

ア いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

イ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

ウ 多様性を認め合い豊かな人間関係を築く人権教育を進めます

(2) 人権教育を推進する体制づくり

ア 地域での人権ネットワークづくりを進めます

イ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

(3) さまざまな人権課題の解決に向けた教育

ア 同和問題に関する人権教育の推進

イ 外国人に関する人権教育の推進

ウ 障がい者に関する人権教育の推進

エ 男女共同参画に関する人権教育の推進

オ 子どもに関する人権教育の推進

カ 高齢者に関する人権教育の推進

キ 健康や性に関する人権教育の推進

ク 情報に関する人権教育の推進

ケ その他の課題に関する人権教育の推進

2 令和5年度の事業概要

【学校教育課人権教育担当（主として学校における人権教育）】

(1) 人権教育研究指定事業

ア 湊山中学校区人権教育研究発表会

・日時 令和5年11月22日（水）

・校区研究主題

「かかわる つながる ひろげる」

～ともにつながり、高め合う

子どもの育成をめざして～

(2) 学校教育における人権教育の研究及び活動の推進

ア 指導資料の作成・活用

・「米子市小学校同和問題学習教材集」の効果的な活用

・「米子市中学校人権・同和教育教材・学習モデル集」の
配布・活用

イ 教職員研修の充実

・校種別「教材集を活用した授業づくり研修会」の実施

・小中学校人権教育研修講座（人権課題8視点を隔年開催）

※令和5年度は「外国人」「こども」「健康や性」

「高齢者」に関する研修を実施予定

・人権教育主任研究協議会

・米子市同推協学校教育部会全体研修会

日時：令和5年8月8日（火）

講師：外川正明（元鳥取環境大学教授）

内容：「部落史に学ぶ（仮題）」

(3) 児童生徒への教育的支援の充実

ア 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

・日本語指導のできる教員の育成・配置

・日本語指導のできる外国語支援員の配置

・外国語支援員を対象とした研修会の実施

【人権政策課人権啓発担当（主として社会教育・啓発）】

（１）人権啓発の推進

- ア 広報よなご・啓発誌「心ゆたかに」発行
- イ よなごの人権フォーラム・市民向け人権学習講座
- ウ 部落解放月間・人権週間等における啓発活動

（２）社会教育における人権教育の推進

- ア 人権教育地域懇談会
 - ・教材の作成及び効果的開催方法の検討
- イ 人権教育地区推進員研修講座
- ウ 地区推進協議会との連携
- エ 中学校区社会学校人権教育関係者連絡協議会
- オ 中学校区人権問題講演会
- カ P T A人権教育研修講座
- キ 同和地区社会教育振興事業

（３）企業啓発の推進

- ア 企業内研修の支援・米子市人権問題企業連絡会への協力

（４）人権情報センターによる市民啓発

- ア ふれあいの里への移転に伴うセンターの充実
 - ・カフェとの融合による活用拡大
- イ 学習相談・フィールドワーク・ゲストティーチャー派遣による学習支援
- ウ 情報紙「ひゅーまんらいつ」の発行
- エ 図書館等を利用した人権啓発（企画展・パネル展）
- オ 啓発パネル・図書・DVDの貸出し

（５）社会を明るくする運動の推進

- ア 米子市再犯防止推進計画にもとづく保護司・更生保護女性会等との連携

（６）研究集会等の開催及び協力

ア 第49回米子市人権・同和教育研究集会

イ 第48回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会

(開催地：米子市)

(7) 拉致問題に関する啓発

ア 県と連携し、国民のつどい・パネル展・ライトアップ・

DVD放映等

(8) 米子市人権施策推進プランの進行管理

(9) 人権問題市民意識調査の活用

議案第3号

令和5年度教育振興の施策について

こども政策課

1 基本方針

教育に関する事務執行状況の点検評価等を通じ、教育振興基本計画に基づく施策の進行管理を図ります。

また、「教育委員会事務局」及び「こども総本部」の部局管理課として、部内に配置された教育部門と福祉部門の一体的運用に留意し、総本部の設置目的の実現に向けての総合調整を行います。

2 令和5年度主要事業

(1) 美保地区における学校再配置の推進

美保中学校区における小中学校の児童生徒数の減少に対応するため、同地区への新しい義務教育学校の設置並びに崎津小学校、大篠津小学校、和田小学校及び美保中学校の廃止に向けた検討及び準備作業を推進します。

(2) 医療的ケア児への支援体制の強化

医療的ケアの必要な児童及びその家族に対する切れ目のない支援を実施するため、本市においては、一部の公立保育所及び公立小学校に医療的ケア看護職員を配置しており、医療的ケア児への支援ができる人材の育成及び確保など受入れ体制の整備を強化していきます。

(3) 今後調整を要する事業

ア 学校給食費等の公会計化

イ 学校の適正規模適正配置の調整

議案第 4 号

令和 5 年度教育振興の施策について

こども施設課

1 基本方針

教育環境の改善について、教育に関する事務執行状況の点検評価を行いながら、教育内容や教育方法の変化に対応する施設設備の整備と適切な管理運営を推進し、児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるように、教育環境の確保に努めます。

2 令和 5 年度主要事業

(1) 安全で安心な学校施設の改善

老朽化の進行している小学校施設の教育環境の改善を図るため、車尾小学校について、教室棟等の長寿命化改修工事を実施します。また、令和 4 年度に改築をした啓成小学校のグラウンド整備工事を実施します。

更に加えて、安全で安心な教育環境を確保するため、小学校の外壁改修、屋上防水改修、トイレ整備工事、校庭芝生化の推進など、引き続き緊急性等を勘案しながら施設整備に努めます。

(2) 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

渡り廊下、昇降口にスロープを設置し、障がいのある児童及び高齢者等の地域住民が安心して学校施設を利用できるようバリアフリー化を推進します。

(3) 学校 I C T 環境の整備

G I G A スクール構想に基づき整備した、児童生徒の I C T 活用に係る学習環境の安定した運用に努めます。

段階的なインフラ(ネット環境等)、I C T 機器の整備につ

いて検討を行い教育の情報化の推進を図ります。

(4) 学校図書館の充実

児童生徒の心豊かな感性を育み、学ぶ力を育む学校図書館づくりを目指し、各学校の図書標準蔵書数を確保します。

また、夏季休業中に自由研究等を通して情報活用能力をさらに育成するとともに、学校司書と教職員の連携を促進することにより、各教科での利活用を図り、すべての児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実に努め、確かな学力の向上を目指します。

議案第 5 号

令和 5 年度教育振興の施策について

こども支援課

1 基本方針

こども総本部と一体となり、子どもの成長過程全体を支えていくため、児童生徒が安心して健やかに成長していく上で必要な施策を推進するとともに、その成長に寄り添う保護者への経済的な支援を実施します。

2 令和 5 年度主要事業

(1) 通学路の安全確保

通学路の安全対策として、「米子市通学路交通安全プログラム」、「登下校防犯プラン」に基づき、学校、道路管理者、警察、市の関係各課など関係機関と連携し、児童生徒が安全安心に登下校できるように努めます。

(2) 「むし歯予防コンプリート作戦事業」の推進

歯と口腔の健康づくりを推進するため、小学校及び鳥取県歯科医師会と連携し、小学校児童を対象としてフッ化物洗口を実施します。

(3) 就学援助の適切な実施

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者を支援するため、就学に必要な費用の一部を助成する「就学援助」を適切に実施します。

議案第6号

令和5年度学校教育の施策について

学校教育課

1 基本方針

いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や自尊感情の低下等の課題がある中で、地域との連携を図りながら、児童生徒の自主的・自発的な活動や自他を尊重する態度等、「豊かな心と創造性をもった子どもの育成」に努めます。

学習意欲の低下や基礎的・基本的な学力の定着に課題がある中で、これからの知識基盤社会を担う子どもたち一人一人の「生きる力」を育むために、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等、「確かな学力を身につけた子どもの育成」に努めます。

体力・運動能力の低下・二極化傾向、外的要因による健康被害、多様化・深刻化する自然災害等、体力向上や健康の保持増進、安全に係る喫緊の課題がある中で、「健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成」に努めます。

2 令和5年度主要事業

(1) いじめ・不登校の減少に向けた取組の推進

- ア 「米子市教育支援センター～ぷらっとホーム～」の体制充実
- イ スクールソーシャルワーカーの効果的な配置と運用の充実
- ウ こども総本部との一体的な取組の推進
- エ 「多様な学び推進事業（校内サポート教室）」の体制充実

(2) 自他の人権を大切にする教育の推進

- ア 「米子市中学校人権・同和教育教材・学習モデル集」の配布・活用
- イ 「米子市小学校同和問題学習教材集」の効果的な活用

(3) 学力・授業力向上の取組の推進

ア 各種学力・学習状況調査の実施と活用

「全国学力・学習状況調査」「とっとり学力・学習状況調査」「よなご学力調査」

イ 各種授業力向上研修の開催

「授業力向上講座」「English Park in 米子市」「ICT 機器や情報通信ネットワークを活用した授業力向上研修」の開催

ウ 学校計画訪問・要請訪問等における指導の充実

(4) 切れ目のない支援体制の整備・充実

ア 「米子市小学校オープンスクール」の実施

イ 「米子市版スタートカリキュラム」の効果的な活用

(5) 健康教育と防災・安全教育の推進

ア 「むし歯予防コンプリート作戦事業」の推進

イ 様々なリスクと具体的場面を想定した防災・安全教育の推進

(6) 地域とつながりのある教育の推進

ア 「ふるさとキャリア教育」の推進

イ 「米子市版コミュニティ・スクール」の推進

(7) 学校経営の充実に向けた取組の推進

ア 「働き方改革推進事業」の推進

イ 「米子市版人材育成総合プラン」に基づく人材育成事業の推進

ウ 「学校問題対応事例集」の効果的な活用

議案第7号

令和5年度生涯学習の施策について

生涯学習課

1 基本方針

生涯学習社会の実現を通して、学びの成果を地域コミュニティの維持・活性化に生かせる社会教育を目指します。また、多様な主体の協働、新しい技術の活用などにより、社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供などの役割を果たします。

2 令和5年度主要事業

(1) 生涯学習活動の推進

ア 多様な学習機会の提供

幅広い年代の方むけに、健康、歴史文化、地域課題をはじめ、様々な今日的課題などに対応した多様な学習機会として市民講座等を開講することにより、市民の学習意欲の醸成を図ります。

イ 学習情報の提供と相談機能の充実

ホームページの充実、市報等の広報誌などにより幅広く学習情報の提供を行うとともに、学習相談機能の充実を図ります。

(2) 図書館運営の充実

地域の「知の拠点」としての役割を果たすため、幅広い資料の充実やレファレンス機能の充実のほか、関係機関と連携しながら情報発信するとともに、利用者へ適切なサービスの提供に努めます。

また、職員の選書能力を向上させ、地元書店と連携した図書購入を進めることにより、更なる蔵書構成の充実を図ります。

(3) 二十歳を祝う会の企画・開催

二十歳の青年を祝い、激励し、ふるさとへの愛着の醸成を図り、地域に根差した社会の一員としての自覚を促すため、二十歳を祝う会を開催します。

開催に当たっては、会のねらいを踏まえた企画・運営に努めていきます。

(4) 地域学校協働活動の推進

地域と学校が協力して学校運営に取り組む地域学校協働活動を推進するため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、それぞれの小・中学校ごとに地域学校協働本部を設置し、コミュニティ・スクールと連携して、地域活動の活性化を図るとともに、学校が抱える諸課題の解決に努めます。

議案第 8 号

令和 5 年度学校給食の施策について

学校給食課

1 基本方針

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものでもあります。学校給食では、準備から後片付けまでの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことができ、児童生徒が望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けることができます。

そのため、学校給食が生きた教材となるよう教諭と栄養教諭等の連携を密にして食に関する指導の充実を図るとともに、給食献立には、児童生徒が食材を通じて地域の自然や文化に理解を深め、食への感謝の気持ちが育つよう郷土料理や地場産物を積極的に取り入れます。

さらには、米子市食育推進計画の策定を契機に、学校、家庭、地域を巻き込んだ学校給食、食育の取組の強化に努めます。

安心・安全な学校給食の提供については、「学校給食衛生管理基準」を遵守した衛生管理を徹底します。

2 令和 5 年度主要事業

(1) 学校給食献立の充実

- ア 栄養のバランスに配慮した献立の充実
- イ 地場産物を活かした献立の充実
- ウ 郷土食や伝統行事食、外国料理を取り入れた特色ある献立の充実
- エ 食物アレルギー対応食の実施

(2) 食に関する指導の充実

- ア 年間計画に基づく計画的な給食時間の指導の実施
- イ 教科等における I C T を活用した食に関する指導の充実
- ウ 望ましい食習慣を形成するための指導の充実及び保護者啓発

エ 食に対する感謝の気持ちを育む指導の充実及び生産者との交流の促進

(3) 衛生管理の徹底

ア 食中毒防止等のため衛生管理の徹底

イ 給食施設及び調理機器等の保守管理の徹底

(4) 効率的な学校給食の運営

ア 民間委託をしている調理業務の検証

イ 児童生徒、教職員に対するアンケート調査の実施

(5) 学校給食費未納対策

ア 未納を未然に防ぐための保護者啓発

イ 学校及び学校給食会との連携の強化

ウ 未納状況の把握

エ 児童手当・特例給付を活用した納付勧奨の実施

(6) 食育推進の取組の強化

ア 地元食材を活用した学校給食メニューの提供

イ アスリート等による食育講座の開催

ウ こめっこ献立（ふるさとの食べ物を使った料理）の募集

(7) 学校給食費に係る物価高騰対策

ア 高騰する食材費の増額分の経費の学校給食会への補助

議案第9号

令和5年度文化財保護の施策について

文化振興課

1 基本方針

「歴史と文化に根差したまちづくり」に取り組む中で、本市の貴重な歴史・文化遺産を適切に保護、活用し、多くの方々と共有できる場の整備を通して、その価値や魅力について市内外に向けて発信するなど、文化財の保護活用に関する施策の総合的な推進に努めます。

このことにより、地域の様々な歴史や伝統文化などへの理解を深め、これらを継承し、市民の郷土に対する誇りや愛着心を醸成することは、魅力ある地域づくりを推進する大きな力となるものと考えます。

2 文化財保護の基本施策

(1) 歴史関係施設の適切な運営と維持管理

山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター及び上淀白鳳の丘展示館の歴史関係施設について、安全かつ快適に利用できるよう、適切な施設運営や施設・設備等の維持管理に努めます。

(2) 文化財の保存と活用

ア 史跡、有形・無形文化財、民俗文化財、天然記念物、埋蔵文化財など様々な貴重な文化財の適切な保存、継承を図り、その活用に努めます。米子城跡や尾高城跡など指定文化財の整備に取り組むとともに、これまでの指定文化財を中心とした取組から一步踏み込んで地域に眠る未指定を含めた文化財を幅広く掌握し、現状把握を行い、その継承に

取組みます。

特に、史跡米子城跡については、昨年10月に開催したダイヤモンド大山観望会では、2日間で2,000人以上の来客があるなど、ますます知名度が高くなってきています。文化財として適切に保存・管理しながら、市民や来訪者など多くの方にその価値や魅力について、今以上に理解を深めていただけるよう、「史跡米子城跡整備基本計画」に基づく調査や整備を着実に推進するとともに、「米子城・魅せる！プロジェクト事業」として、ソフト事業の展開を図り、城跡や城下町のさらなる魅力の発信に努めます。

イ 山陰歴史館、福市考古資料館、上淀白鳳の丘展示館及び埋蔵文化財センター等で収蔵する歴史・民俗・考古資料の保存・整理を進め、さらなる活用を図るとともに、郷土の歴史や文化財に親しみが持てるよう、各館での展示や学校、公民館などでの出前講座などの各種講座、イベントの開催、パンフレットの作成・配布などの文化財に触れる機会の創出や教育普及活動を通して施設の魅力の情報発信に努めます。

ウ 今後の文化財の保存と活用に取り組む上で必要である「文化財保存活用地域計画」の令和5年度の文化庁認定に向けて、引き続き取り組み歴史的文化遺産の保存と活用を図っていきます。